

南知多町告示第32号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、南知多町社会教育施設、社会体育施設及び尾州廻船内海船船主内田家の入館料徴収事務を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで次の者に委託する。

令和 6年 4月 1日

南知多町長 石 黒 和 彦

受託者氏名 公益社団法人南知多町シルバー人材センター
会 長 石 黒 博 和
受託者住所 南知多町大字豊浜字須佐ヶ丘1